

広島県告示第二百七十六号

自然公園施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年広島県条例第二号）別表第四の規定により、野呂山公園施設におけるシャワーその他の設備等の利用料金の範囲を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

なお、令和元年広島県告示第五百四十四号（自然公園施設の設置及び管理に関する条例の規定による野呂山公園施設におけるシャワーその他の設備等の利用料金の範囲の設定）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年三月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

区 分	単 位	利用料金の範囲
シャワー	三分につき	一七〇円以内